

富山県総合計画審議会等の組織体系(案)



※ 部会長、副部会長及び委員長、副委員長は審議会の会長が指名

○富山県総合計画審議会運営規程(参考)
第5条 特定の事項に関する調査審議を円滑に行うため、部会に委員会を置くことができる。